

3. 都道府県システム及び保険者システムの改修について

(1) 平成19年度 都道府県システム及び保険者システムの改修経費について

平成19年度介護保険事業費補助金のうち、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業にかかる経費（都道府県分・保険者（市町村・広域連合・一部事務組合等含む。以下同じ。））については、介護保険制度改正等に対応するための介護保険関連システム改修経費と位置づけ、国として一部補助をおこなうべく平成19年度予算執行額の範囲において補助額の確保を図った上で、昨年末に都道府県・保険者に対し内示額をお示しした（※）ところである。

介護保険制度改正に伴うシステム改修にかかる国庫補助額については都道府県・保険者の申請を基に内容を審査の上、今年度中に交付決定を行う予定であるため、都道府県・保険者においても年度内の執行をお願いしたい。

※： 平成19年12月21日 老介発第1221001号
「平成19年度介護保険事業費補助金
（介護保険制度改正に伴うシステム改修事業）の内示について」

(2) 平成20年度 介護報酬改定等に伴う都道府県システム及び保険者システムの改修について

平成21年度に予定されている介護報酬改定などに伴い、平成20年度中に都道府県システム及び保険者システムを改修する必要がある。

このため、平成20年度予算（案）において、約12億3千万円の予算額を確保しているところである。（各都道府県及び各保険者あたりの国庫補助予定額は平成17年度介護保険制度改正に伴うシステム改修事業の交付額と同程度の金額を見込んでいる。）

各システムにかかる改修内容の詳細については、今後決定次第情報提供させていただくこととなるが、改修事業の実施にあたり、各都道府県におかれては、所要の改修を円滑に実施していただくとともに、管内保険者に対しても、連絡調整等、必要な事務処理について実施していただくようお願いしたい。

（参考）平成17年度介護保険制度改正に伴うシステム改修事業実施日程

- 17年 12月 ・ 社会保障審議会介護給付費分科会
（介護報酬改定骨格案提示（平成17年12月13日））
- ・ 国保連合会インタフェース仕様（案）
サービス種類コード（案）提示

(平成17年12月16日)

- ・ 平成17年介護保険事業費補助金交付要綱発出
(平成17年12月16日)
- ・ 平成17年介護保険事業費補助金(介護保険制度改正に伴うシステム改修事業)内示額提示
(平成17年12月27日)
- 18年 1月 ・ 社会保障審議会介護給付費分科会諮問・答申
(18年1月26日)
- 18年 2月 ・ 国保連合会インタフェース仕様(案)
介護給付費単位数等サービスコード表(案)提示
(平成18年2月3日)
- 18年 3月 ・ 介護報酬改定告示(平成18年3月14日)
- ・ 国保連合会インタフェース仕様
介護給付費単位数等サービスコード表提示
(平成18年3月16日)
- ・ 平成17年度介護保険事業費補助金交付決定通知
(平成18年3月23日)

※ 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業について、次年度繰越はなし。